

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成14年3月29日規則第37号） 改正</p> <p>平成19年6月29日規則第73号 平成22年6月30日規則第64号 平成25年6月28日規則第71号 平成28年6月29日規則第62号 令和元年6月28日規則第9号 令和4年6月30日規則第44号 令和7年6月30日規則第66号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に2号を加える改正規定は同年4月1日から、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和10年9月30日</u>までの間（温泉を利用する事業所にあっては、当分の間）は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成14年3月29日規則第37号） 改正</p> <p>平成19年6月29日規則第73号 平成22年6月30日規則第64号 平成25年6月28日規則第71号 平成28年6月29日規則第62号 令和元年6月28日規則第9号 令和4年6月30日規則第44号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に2号を加える改正規定は同年4月1日から、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は同年5月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和7年6月30日</u>までの間（温泉を利用する事業所にあっては、当分の間）は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事</p>

改正後	改正前																														
<p>業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。  (条例第46条第5項の規則で定める日)</p> <p>4 この規則に係る条例第46条第5項(同条第1項を適用する部分に限る。)の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。</p>	<p>業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。  (条例第46条第5項の規則で定める日)</p> <p>4 この規則に係る条例第46条第5項(同条第1項を適用する部分に限る。)の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。</p>																														
<p>附則別表(附則第2項関係)</p> <p>この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)に係る令和10年9月30日まで(温泉を利用する事業所にあつては、当分の間)の排水指定物質(ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。</p>	<p>附則別表(附則第2項関係)</p> <p>この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)に係る令和7年6月30日まで(温泉を利用する事業所にあつては、当分の間)の排水指定物質(ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</td> <td>1リットルにつきほう素として30ミリグラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所</td> <td>1リットルにつきほう素として300ミリグラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所</td> <td>1リットルにつきほう素として500ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限</td> <td>1リットルにつきふっ素として15ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として30ミリグラム		ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として300ミリグラム		ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム	ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</td> <td>1リットルにつきほう素として30ミリグラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所</td> <td>1リットルにつきほう素として300ミリグラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所</td> <td>1リットルにつきほう素として500ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限</td> <td>1リットルにつきふっ素として15ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として30ミリグラム		ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として300ミリグラム		ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム	ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度																													
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として30ミリグラム																													
	ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として300ミリグラム																													
	ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム																													
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム																													
排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度																													
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として30ミリグラム																													
	ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として300ミリグラム																													
	ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム																													
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム																													

改正後			改正前		
	る。)			る。)	
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として30ミリグラム		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として30ミリグラム
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム
備考			備考		
<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項に定めるところによるものとする。</p>			<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第25号及び第26号に定めるところによるものとする。</p>		

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成19年5月31日規則第68号） 改正</p> <p>平成23年12月2日規則第73号 平成24年11月21日規則第86号 平成28年11月30日規則第84号 令和3年11月30日規則第81号 令和6年12月10日規則第93号 令和7年6月30日規則第66号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第1項に規定する規制基準（附則別表備考第1項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から令和11年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成19年5月31日規則第68号） 改正</p> <p>平成23年12月2日規則第73号 平成24年11月21日規則第86号 平成28年11月30日規則第84号 令和3年11月30日規則第81号 令和6年12月10日規則第93号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第1項に規定する規制基準（附則別表備考第1項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から令和11年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する</p>

改正後			改正前		
業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。			業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。		
附則別表（附則第2項関係）			附則別表（附則第2項関係）		
排水指定物質の種類	業種	許容限度	排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム	亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム
備考			備考		
1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。			1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。		
2 排水の測定方法は、改正後の規則 <a href="#">別表第11備考第7項</a> に定めるところによるものとする。			2 排水の測定方法は、改正後の規則 <a href="#">別表第11備考第7項第32号</a> に定めるところによるものとする。		

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（令和6年3月29日規則第20号） 改正 令和7年6月30日規則第66号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）に係る六価クロム化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和6年9月30日（この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）を設置する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）にあっては、令和7年3月31日）までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">排水指定物質の種類</th> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">六価クロム化合物</td> <td style="text-align: center;">電気めっき業</td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき0.5 ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種	許容限度	六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき0.5 ミリグラム	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（令和6年3月29日規則第20号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）に係る六価クロム化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和6年9月30日（この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）を設置する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）にあっては、令和7年3月31日）までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">排水指定物質の種類</th> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">六価クロム化合物</td> <td style="text-align: center;">電気めっき業</td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき0.5 ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種	許容限度	六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき0.5 ミリグラム
排水指定物質の種類	業種	許容限度											
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき0.5 ミリグラム											
排水指定物質の種類	業種	許容限度											
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき0.5 ミリグラム											

改正後	改正前
<p>備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。</p> <p>2 排水の測定方法は、改正後の規則<a href="#">別表第11備考第7項</a>に定めるところによるものとする。</p>	<p>備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。</p> <p>2 排水の測定方法は、改正後の規則<a href="#">別表第11備考第7項第5号</a>に定めるところによるものとする。</p>